23. ビザ手続き（入国・滞在・就労）

チェコ共和国への外国人入国及び国内長期滞在の条件は、チェコ国内における外国人在留を規定したNo.326/1999法の改正法に依る。また、2004年のシェンゲン条約調印に伴い、2007年12月以降、シェンゲン条約適用地域内における人の移動に関する共通ルール（シェンゲン圏への出入条件を含む）を適用している。

23.1. EU 圏外国

外国人、いわゆる第三国（EU、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン以外）の国民は、理事会規則（EC）539/2001により定められているビザ取得義務の有無に応じてシェンゲン圏内にビザ無しでも入国できる。ビザが要求される国の国民は、90日間以内の短期滞在目的でチェコに入国する場合、共通シェンゲンビザ（以下説明）を取得する必要がある。しかし、就労目的でチェコ国内に滞在する場合は、本来ビザ免除制度の対象である外国人でもビザの申請を義務付けられている。

チェコ国内に滞在する期間により、90日間以下は短期ビザを、90日間以上は長期ビザ・滞在許可（家族の再統合用長期ビザ、長期留学ビザ、就労用の就労カードやブルー・カード等）の何れかを申請する。通常のビザ申請は、所定のビザ申請書と必要な書類をチェコ在外公館（場合によってはチェコ国内のチェコ内務省）にて本人が提出する。

重要: ビザ免除制度の対象である外国人は、連続する180日間のうち90日間までの滞在資格がある。

23.1.1. チェコ国内での住所登録

滞在ビザを発給された全ての外国人は、チェコ入国後 3 営業日以内に、所管の外国人警察へ居住地を届け出ることが義務付けられている。但し、宿泊提供施設を通じてこの義務を果たした外国人を除く。チェコ在外公館で滞在許可（就労カードまたはブルー・カード）を申請し、許可が下りた外国人は、チェコ入国後 3 営業日以内に生態認証のための情報（指紋及び顔写真）を提供しなければならない。

23.1.2. シェンゲンビザ（短期ビザ）

シェンゲンビザは、90 日間を上限とする短期ビザである。このビザは、シェンゲン圏に入国及び短期滞在（連続する 180 日間の間で 90 日間以内）するために必要な許可証であり、特に観光や商用、会議出席や国の通過を目的とするものである。

短期滞在ビザは、一次・二次・数次入国ビザとして発給される。
申請から発給までの所要日数は、15 日以内となっているが、通常はそれ以下になる。

23.1.3. 長期滞在ビザ・滞在許可

23.1.3.1. 長期滞在ビザ（90 日以上の滞在ビザ）は、チェコ国内において 1 年以内の滞在を可能としている。このビザは、チェコへの数次入出国を可能とする。一般的に、長期滞在ビザは滞在許可を取得するための必須条件である。

長期滞在ビザは、単一滞在目的（自営業、就学、家族の再統合、健康上の理由、その他）で発給可能であり、就労目的のビザとしては発給できない。就労活動を目的としチェコへ入国する外国人は就労カードあるいはブルー・カード（以下説明）を申請する必要がある。また、その申請書に記載されている滞在目的を証明する書類を提出する義務がある。

申請から発給までの所要日数は、90 日以内となっている。申請が却下された場合は、本人は、却下連絡を受理した日から 15 日以内に上告（ビザ発給拒否理由の再査定を要求）する権利がある。また、在外公館の要求がある場合には、長期滞在ビザ申請者は面会を受ける義務がある。

23.1.3.2. 就労カードとは、90 日を超える期間においてチェコで就労したい外国人に適用される滞在許可証である。現地採用される外国籍被雇用者の場合は、このカードは滞在許可兼労働許可となる。EU 圏外の国籍を有する派遣社員の場合は、就労カード申請に先立ち労働許可を申請しなければならない。

現地採用された外国籍被雇用者（チェコの雇用契約に基づく）

就労カード申請書は、労働市場テストの対象となり、所定の条件（最低賃金を上回ること、労働時間の雇用契約書による証明等）を満たす必要がある。就労カード申請書はチェコ在外公館に提出する。申請後 60 日以内に内務省が発行可否を決定する。複雑な場合は、決定までに 90 日間かかることもある。

チェコに派遣された外国籍被雇用者（外国雇用主により派遣）

外国人被雇用者と派遣先のチェコ企業が、労働許可を先ず申請する必要がある。労働許可証あるいはその申請番号が発行された時点で、チェコ在外公館に就労カード申請ができる。申請後 60 日以内に内務省が発行可否を決定する。複雑な場合は、決定までに 90 日間かかることもある。

就労カードの有効期限は、雇用契約書や派遣通知書の期限または最長 2 年となっている。

以下の場合、労働許可証は不要となる

- チェコに短期滞在し、役務提供或いは組立・修理作業等を行なう第三国の国民（但し、連続7日間以上または年間合計で30日間以下とする）
- 他のEU加盟国に所在する雇用者により役務提供の目的でチェコに派遣される第三国の国民
- チェコの大学を卒業した第三国の国民であり、卒業した学習プログラムがチェコの高等教育認定委員会により認定された者
- 家族再統合用のチェコ滞在許可証を持つ第三国国民の家族一員で、その配偶者が有効なチェコ滞在許可証を持っている者
- チェコの永住権を有する第三国の国民
- 第三国の国民が外国企業とそのチェコ関係会社間で能力向上のために最長6ヶ月派遣される場合

23.1.3.3. ブルー・カードは、高資質のある被雇用者を対象とする滞在兼労働許可証である。ブルー・カード申請書は、労働市場テストの対象となり、所定の条件（雇用契約書によりチェコ平均賃金の 1.5 倍以上に相当する契約賃金の保証）を満たす必要がある。申請書は、チェコ在外公館に提出され、申請後 90 日以内に内務省が発行可否を決定する。申請者は決定段階において面会を要請される場合がある。

ブルー・カードの有効期限は、雇用契約書の期限または最長 2 年となっている。ブルー・カードは、欧州共同体における永住許可・長期滞在者資格の取得簡素化を図る EU 手段であり、家族の再統合の円滑化（前回チェコ滞在時の最低滞在期間といった前提条件がない）を図る。

23.2. EU 加盟国

EU 域内の移動自由を認められる者（EU 加盟国国民及びノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの国民）は、目的の如何に関わらず、許可証やビザ無しで 30 日以内であれば自由にチェコにおける出入国及び滞在が出来る。その際、パスポートもしくは身分証明書を持参しなければならない。EU 国民の家族が EU 圏外の国民である場合でも、ある条件を満たす限り、移動の自由が認められる。その場合、理事会規則 38/2004（以下詳細）による EU 国民の家族であり、域内に同伴していることを証明しなければならない。

23.2.1. チェコ国内での住所登録

EU 国民がチェコ国内で継続 30 日間以上の滞在を予定している場合は、チェコ入国後 30 労働日以内に、所管の外国人警察へ居住地を届け出ることが義務付けられている。チェコに既に滞在しているその家族についても同様な手続きをしなければならない。

23.2.2. 短期滞在許可証

- チェコ国内で3ヶ月以上の短期滞在を予定しているEU国民は、「在国短期滞在証明書」の発行を申請することが出来る（義務ではない）。EU国民が「在国短期滞在証明書」を所持している場合は、EU圏外の国民であるその家族も短期滞在許可発行を申請できる。（ビザが要求される第三国の国民の場合には、義務付けられる短期滞在許可を申請・取得する前にチェコ入国のためのビザが必要となる。）永住許可の申請者についても同様な手続きが適用される。

EU 国民がチェコ国内で短期滞在する条件として短期滞在許可は必要とされないものの、「在国短期滞在証明書」を所持することが推奨される場合もある（チェコに居住している EU 国民の居住証明など）。例えば、下記のような場合がそれに当てはまる。

- 外為法に基づく不動産購入
- 自動車登録
- EU加盟国民の家族がEU圏外の国民であり、滞在許可を申請する場合
- EU国民がプラハに居住し、駐車カードを申請しなければならない場合
- 駐チェコ外国大使館から観光・ビジネスビザを取得する場合

EU 国民の家族とは、配偶者、21 歳未満の子女または扶養家族、直系血族を言う。

短期滞在許可申請は、チェコ国内の居住地を所管する内務省支局にて行なう。申請から発給までの所要日数は、30 日以内となっている。EU 国民の家族の場合は、申請後 60 日以内となる。